

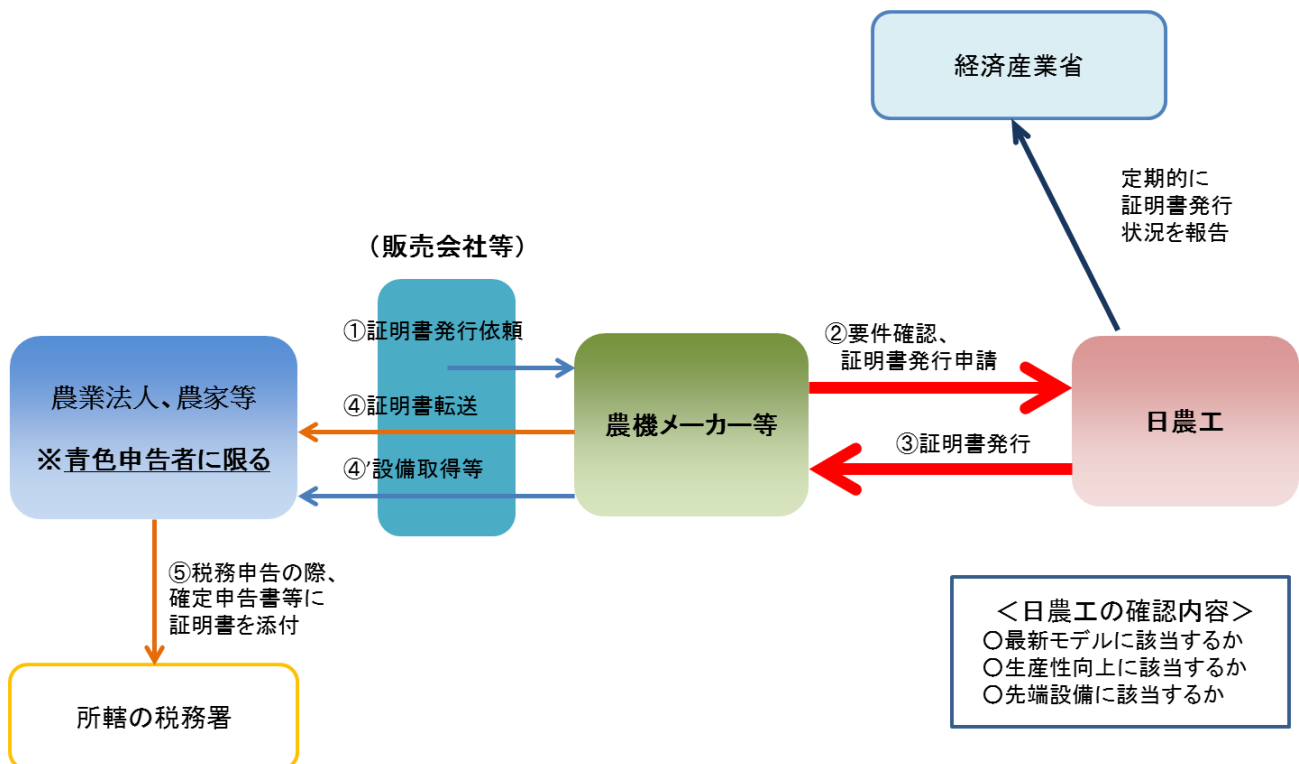
生産性向上設備投資促進税制に関する証明書発行ガイドライン

最新更新日：平成26年5月12日

一般社団法人日本農業機械工業会

1. 生産性向上設備投資促進税制に関する証明書

生産性向上設備投資促進税制において、当該先端設備が必要な要件を満たしていることを証明するものです。当該先端設備の取得等を行う者（農業法人、個人営農者等）が税務申告の際、確定申告書等に本証明書を添付することにより、税制優遇等を受けられます。



詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

(http://www.meti.go.jp/policy/jigyousai/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

2. 申請方法

次の書類を揃えて、当会あてに郵送にて提出してください。

なお、当会窓口へ直接持参されても受け付けいたしかねます。必ず郵送をお願いします。

(1) 証明書（様式1） ※申請書を兼ねています。

(2) チェックリスト（様式2）

(3) 非会員の場合は、会社概要（パンフレット等）

様式1、2は、当会のホームページからダウンロードできます。（<http://www.jfmma.or.jp>）

事前に、本制度の要件を満たしていることを十分に確認した上で、申請してください。

（要件）

- ①最新モデルであること
- ②販売開始から10年以内であること
- ③当該モデルが一世代前のモデルと比較して、年平均1%以上の生産性向上を達成していること
比較するのは自社の一世代前のモデルであり、他社製品と比較する必要はありません。
- ④販売価額が本制度適用の最低価額以上であること
最低価額とは、機械装置は160万円以上、工具・機具備品（農機の場合は測定機器等が該当）は単品で120万円以上或いは単品30万円以上かつ合計で120万円以上です。
なお、販売価額とは、実際に購入者が支払う金額（税込）であり、メーカー希望価格ではありませんのでご注意ください。

3. 郵送先

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

一般社団法人日本農業機械工業会（証明書申請）

電話：03-3433-0415

FAX：03-3433-1528

4. 証明書発行手数料

正会員 ： 無料

その他 ： 3,000円/枚 （※消費税込みの金額です。）

5. 証明書の発行

証明書が出来しだい、申請者あてに郵送します。

申請資料を当会に郵送する際、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

6. 書類作成上の注意

(1) 必要書類（様式1、様式2）に所定事項を正確に記入してください。

当会が記入する部分（整理番号及び破線枠内）は記入しないでください。

(2) 必要に応じて、本制度の要件を満たしていることを示す根拠資料を要求する場合があります。

7. 「生産性」について

生産性の指標は、以下の例示を参考にして、申請者が最適と判断するものを用いてください。

なお、複数の機械をセット（例、トラクターと作業機）にして販売する場合、コアとなる機械の生産性が要件を満たしていればセットで申請してください。

【作業効率】

- ・時間当たりの耕作面積（トラクター）
- ・時間当たりの収穫、脱穀量（コンバイン）
- ・時間当たりの植え付け面積（田植機）

- ・時間当たりの噴霧容積（噴霧器）
- ・一定量当たりの乾燥時間（乾燥機）
- ・一定量当たりの精米時間（精米機）

【エネルギー効率】

- ・一定作業当たりの燃料消費量（トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機など）
- ・一定作業当たりの電力消費量（乾燥機、精米機など）

【精度】（正確度、バラツキ）

- ・異物摘出量（米選機）
- ・不良精米量（精米機）
- ・作業のバラツキ率（トラクターの作業モード数）
- ・乾燥ムラの低減率（乾燥機）